

令和 6 年度加美町農業委員会 第 7 回定例総会議事録

令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和6年度第7回定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年10月25日（金）午後1時30分～午後1時55分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員5名）

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁 子
〃		澁 谷 涼 子

4 欠席委員（2名）

農 業 委 員	12番	星 榮 喜
農地利用最適化推進委員		本 田 浩

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第14号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第15号	農地転用事業計画変更承認申請の承認について
日程第8	議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第17号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第7回定例総会 議事の経過及び結果

〈午前1時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和6年度 加美町農業委員会 第7回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員5名です。12番 星榮喜委員、本田浩推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、2番 杉村昭宏委員、3番 猪股弘委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第14号 非農地証明書の交付について

＊議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第14号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

＊事務局（畠山明大係長） 報告第14号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。

令和6年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の非農地証明願は2件でございます。

報告書番号1

所在地 字神山西の田

現況 原野

面積 188㎡

居宅周りの農地で、平成15年頃から耕作されておらず竹などが茂っており、周辺が建設業者の資材置場となっている。

報告書番号2

所在地 下新田字小原の田

現況 宅地

面積 543㎡

昭和51年4月に転用許可を受け作業場として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

〔 以上2件の非農地証明書交付について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第14号を終了いたします。

日程第5 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

＊議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

＊事務局（鎌田裕充次長） 報告第１５号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和６年１０月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第１８条第６項の規定による通知は１件でございます。

報告書番号１

所在地 鳥嶋字上沢田の田 外８筆

面積 合計１１,４８４㎡

基盤強化促進法

〔 以上１件の合意解約について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第１５号を終了いたします。

日程第６ 議案第１４号 農地法第３条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第６、議案第１４号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（鎌田裕充次長） 議案第１４号 農地法第３条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第３条第１項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和６年１０月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第３条の許可申請は３件でございます。

申請番号１

申請地 下多田川字山田原二番の田 外７筆

面積 合計１４,０４９.６７㎡

経営移譲年金受給のため後継者へ使用貸借するもの

申請番号２

申請地 字下原の畑 ２筆

面積 合計９６２㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号 3

申請地 宮崎字道城一番の田 外 1 筆

面積 合計 1, 9 2 3 m²

耕作者へ贈与するもの

〔 以上 3 件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号 2 番について 1 0 番 畠山智史委員お願いします。

＊ 1 0 番（畠山智史委員） 申請番号 2 番につきまして、1 0 月 1 4 日に申請者お二方へ電話にて聴き取り調査を行いました。譲渡人は、後継者に相続したとしても地元を離れているため管理することが難しいだろうと話しており、またご本人としても体力的な問題から耕作していくことが困難になってきて、近年は草刈り程度の管理をしている状況でした。譲受人は申請地近隣に畑を所有しており、年間を通して野菜や生花を生産されているということで、双方の話し合いの結果今回の贈与となりました。現地確認および聴き取り調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号 3 番について私 1 6 番 板垣文一が報告いたします。

＊ 1 6 番（板垣文一委員） 1 0 月 2 0 日、譲渡人、譲受人お二人へ電話にて聴き取り調査を実施し、現地を確認してまいりました。譲渡人は譲受人の父親のいところであり、お二人とも結婚してご実家を出ております。どちらもご実家の農地を相続しておりまして、今回は大阪にお住まいの譲渡人が、相続した農地を町内にお住まいの譲受人へ贈与するという案件でございます。申請地はもともと苗代に使用していた小面積の農地と県道沿いの農地 2 箇所、現在は地元の方に依頼し牧草地として耕作されております。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） 現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第 1 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について

日程第8 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について。日程第8、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について。以上2件は関連した案件でございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第15号、議案第16号を一括審議とすることに決定いたしました。
本件について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（畠山明大係長） 議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について。下記のとおり事業計画を変更するため加美町農業委員会会長あてに承認申請があったので審議されたい。
令和6年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

申請地 城生字前田の田

面積 425㎡

申請事由 居宅への転用(昭和53年古農指令第55号)

変更内容 使用貸借による駐車場及び資材置場の造成へ変更するもの

当初計画者が居宅を建築するという事で許可を受けたものでしたが、諸事情により計画が頓挫し、義理の息子である承継者が営む造園業の資材置き場として利用されておりました。擁壁改修工事を考え土地の調査をしたところ、登記地目が田であることが判明し、非農地となって20年以上経過しておりますが、許可当時の事業計画通りに転用されていないため非農地証明書の発行ができないことから、農地転用事業計画変更承認申請による是正措置を行うよう指導しました。

〔 以上1件の事業計画変更について説明 〕

- *事務局（畠山明大係長） 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和6年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号 1

申請地 城生字前田の田

面積 4 2 5 m²

申請事由 使用貸借による駐車場および資材置場の設置

申請地は加美町役場の北約 1 k m に位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね 5 0 0 m 以内に複数の医療施設が存することから第 3 種農地と判断いたしました。

〔 以上 1 件の許可申請について説明 〕

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、農地法第 5 条について、5 番 今野修委員をお願いします。

* 5 番（今野修委員） 令和 6 年 1 0 月 1 6 日、佐藤事務局長、畠山係長、佐藤とも委員、中村貴美子委員、私の 5 名にて現地調査を行いました。

申請地は城生字前田の田 4 2 5 m² で、農地区分は第 3 種農地であります。土盛りは既に完了しており、L 型擁壁が設置されているため土砂の流出はございません。雨水は自然浸透により支障はなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。

これより、議案第 1 5 号 農地転用事業計画変更承認申請の承認についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 5 号 農地転用事業計画変更承認申請の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて議案第 1 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 1 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第17号 農用地利用集積計画の審査について

＊議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第17号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（鎌田裕充次長） 議案第17号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和6年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、賃貸借2件でございます。

申請番号1

申請地 字赤塚の田 他13筆

面積 合計14,136㎡

権利移動の種別 賃貸借

申請番号2

申請地 宮崎字浦二番の田 外13筆

面積 合計26,987㎡

権利移動の種別 賃貸借

〔 以上2件の集積計画について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第17号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について2番 杉村昭宏委員、申請番号2番について3番 猪股弘委員です。

杉村昭宏委員は、申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後1時52分〉

＊議長（板垣文一会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、杉村昭宏委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後1時53分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号2番について審議を行います。猪股弘委員は、申請番号2番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後1時53分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、猪股弘委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後1時54分〉

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和6年度加美町農業委員会 第7回定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後1時55分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和6年10月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 杉 村 昭 宏

署名委員 猪 股 弘